令和7年度
税制改正

所得税関係について

今回の個人所得課税の改正について多くの改正が実施されますが、
多くの方に影響がある改正や改正見込みのものに絞り記載をさせて頂きます。

103万円の壁

令和7年分以後の所得税について、物価上昇に伴う税負担の調整、就業調整対策として大きく下記4つの改正が実施されます。

1. 基礎控除の控除額の引き上げ
2. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ
3. 大学生年代の子等に係る新たな控除の創設（特定親族特別控除（仮称））
4. ①～③までの見直しに伴う扶養控除等の要件の見直し

これにより、給与所得者に対して所得税が課税されない給与収入額が、103万円から123万円へ拡大されます。

① 基礎控除の控除額の引き上げ

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が**10万円引き上げ**られます。

改正前		改正後	
本人の合計所得金額	控除額	本人の合計所得金額	控除額
		2,350万円以下	58万円
2,400万円以下	48万円	2,350万円超2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円	2,500万円超	0円

※公的年金等について、源泉徴収された所得税の額に係る超過額が発生した場合、その公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置が設けられます。

② 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除について、最低保障額が**10万円引き上げ**られます。

改正前	改正後
最低保障額　55万円	最低保障額　65万円

※給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和８年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

③ 大学生年代の子等に係る新たな控除の創設（特定親族特別控除（仮称））

居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、かつ、控除対象扶養親族に該当しない者）を有する場合には、段階的に控除を受けることができるようになります。

	親族等の合計所得金額	改正前 控除額	改正後 控除額
扶養控除（特定扶養親族）	48万円以下	63万円	63万円
	48万円超58万円以下	0円	
特定親族特別控除（仮称）	58万円超85万円以下		63万円
	85万円超90万円以下		61万円
	90万円超95万円以下		51万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
	120万円超123万円以下		3万円

※給与所得者については、令和7年分の年末調整において適用できます。
※令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できます。

これにより大学生年代の子等の給与収入金額が150万円に達するまでは特定扶養親族の控除額と同額の63万円の控除を受けることができます。子等の給与収入金額が150万円超188万円以下であれば61万円～3万円まで段階的に控除を受けることができます。

④ ①～③までの見直しに伴う扶養控除等の要件の見直し

今回の見直しにより扶養控除等の要件が引き上げられます。

	改正前		改正後	
	適用条件	控除額	適用条件	控除額
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額要件48万円以下	38万円	同一生計配偶者の合計所得金額要件58万円以下	38万円
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額要件48万円超133万円以下	1万円～38万円	生計を一にする配偶者の合計所得金額要件58万円超133万円以下	1万円～38万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額要件48万円以下	38万円～63万円	扶養親族の合計所得金額要件58万円以下	38万円～63万円
障害者控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件48万円以下	27万円～75万円	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件58万円以下	27万円～75万円
寡婦控除	扶養親族の合計所得金額要件48万円以下	27万円	扶養親族の合計所得金額要件58万円以下	27万円
ひとり親控除	生計を一にする子の総所得金額等の要件48万円以下	35万円	生計を一にする子の総所得金額等の要件58万円以下	35万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額要件75万円以下	27万円	勤労学生の合計所得金額要件85万円以下	27万円
家内労働者等の特例	―	最低保障額55万円	―	最低保障額65万円

生命保険料控除（子育て世帯等に対する控除の拡充等）

※令和8年（2026年）分からの適用

❶ 新生命保険料を支払われている方で、23 歳未満の扶養親族を有する場合、
一般生命保険料控除の控除額の計算は下記表のようになります

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

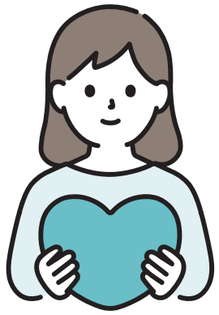

❷ ❶または、旧生命保険料及び❶の適用がある方の、一般生命保険料控除の適用限度額が
現行の4万円から6万円へ引き上げられます

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額は現行と変わらず12万円です。

住宅ローン控除（子育て世帯等に対する控除の拡充等）

※令和6年（2024年）の措置の延長

下記の両方の条件を満たす方は、住宅ローン控除の借入限度額に上乗せがあります。

❶ 特例対象個人であること

※特例対象個人とは、夫婦のいずれかが40歳未満の個人または
19歳未満の扶養親族を有する個人のことをいいます。

❷ 認定住宅等の新築等をして、
令和7年（2025年）中に入居すること

※認定住宅等とは、認定住宅・ＺＥＨ水準省エネ住宅・省エネ
基準適合住宅など一定の水準を満たしたものです。

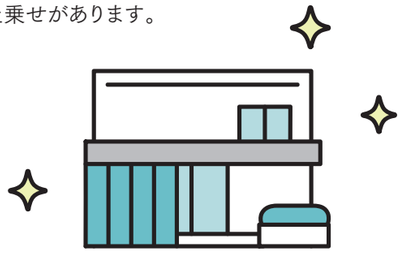

入居時期：令和7年（2025年）

控除対象借入限度額	認定住宅	4,500万円
		特例対象個人5,000万円
	ＺＥＨ水準省エネ住宅	3,500万円
		特例対象個人4,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円
		特例対象個人4,000万円
	一般住宅	0円 令和5年までに建築確認を受けた新築住宅は2,000万円

※特例対象個人であっても、中古物件を取得した場合には、控除対象借入限度額の上乗せはなく、認定住宅等の場合は3,000万円、一般住宅の場合は
2,000万円となります。

住宅リフォーム税制（子育て対応改修工事に係る税制の延長）

※令和6年（2024年）の措置の延長

特例対象個人が、一定の子育て対応改修工事をした場合に、所得税額の特別控除の適用対象となります。
控除金額は、標準的な工事費用相当額（限度額250万円）×10%です。

【 対象となる主な条件 】

❶ 特例対象個人であること。

❷ 子育て対応改修を行う方が所有し、居住している家屋であること。

❸ 子育て対応改修ににかかる標準的な工事費用相当額から補助金等を差し引いた額が、
50万円を超えていること

❹ リフォームを行う方のその年分の合計所得金額が2,000万円以下であること。

確定拠出年金制度の見直し

確定拠出年金の拠出限度額について以下のような引き上げが行われます。

❶ 企業型確定拠出年金（DC）制度におけるマッチング拠出

企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止になります。

❷ 企業型DCの拠出限度額が変更になります

- 確定給付企業年金（DB）制度に加入していない方：**月額6.2万円**（改正前：月額5.5万円）
- DB制度の加入者：**月額6.2万円**（改正前：月額5.5万円）**からDBごとの掛金相当額を控除した額**

❸ 60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入できない方のうち、
iDeCoの加入者・運用指図者であった方又は私的年金の資産をiDeCoに移換できる方で、
老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない方の取り扱いが変更になります

- 新たにiDeCoの対象となります。
- 拠出限度額が**月額6.2万円**になります。

❹ iDeCoの拠出限度額が変更になります

- 第一号被保険者：**月額7.5万円**（改正前：月額6.8万円）
- 企業年金加入者：**月額6.2万円**（改正前：月額2.0万円）**から
DB及び企業型DCの掛金額を控除した額**
- 企業年金未加入者（第一号被保険者及び第三号被保険者を除く）：
月額6.2万円（改正前：月額2.3万円）

❺ 国民年金基金の掛金額の上限が変更になります

- **月額7.5万円**（改正前：月額6.8万円）

※退職所得控除に関する改正も行われており、退職手当等を受給した年の前年9年以内に企業型DCやiDeCoの一時金
を受給する場合には、退職所得控除の調整規定が適用されることになります。

この記事は、令和6年12月27日に閣議決定された「令和7年度税制改正の大綱」に基づき執筆しています。
例年と異なり少数与党のため、政党間での協議や国会の議論の中で内容が修正される可能性があり、今後の動きを注
視する必要があります。

記事担当 池田 安希・渡辺 諒久・（井門 宏之）